

公 示 日：2024年8月7日（水）

調達管理番号：24a00479

国 名：パキスタン・イスラム共和国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ 第三チーム

調 達 件 名：パキスタン国気候変動・農業レジリエンスに対する農業アドバイザー業務（草地・飼養管理分野）

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（1）担当業務：気候変動・レジリエンスに対する農業アドバイザー（草地・飼養管理分野）

（2）格 付：3号

（3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（1）全体期間：2024年9月中旬から2026年2月下旬

（2）業務人月：9.3人月

※業務人月のうち、イスラマバード首都圏外での業務従事期間は3.00人月を想定。

（3）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 3日、現地業務 40日、整理業務 2日
- ・ 第2次 準備業務 2日、現地業務 45日、整理業務 2日
- ・ 第3次 準備業務 2日、現地業務 40日、整理業務 2日
- ・ 第4次 準備業務 2日、現地業務 40日、整理業務 2日
- ・ 第5次 準備業務 2日、現地業務 45日、整理業務 2日
- ・ 第6次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間

等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の14%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度(2025年3月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年8月21日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合に

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

は、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年8月30日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	草地・飼養管理あるいは畜産に係る各種業務
対象国及び類似地域	乾燥地（アジア、中東、アフリカ等）
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタンは日本の約2倍の国土面積を有し、その4割以上が農用地である(FAO、2016年)。主要農産物は穀物類や綿花であり、コメの生産量は世界第9位、海外輸出量は第4位である(USDA、2023年)。他方、近年の温暖化の影響を受け、農村地域を中心に氷河の融解や氷河湖決壊、モンスーンやサイクロンによるインダス川流域の浸水、干ばつ、バッタ被害といった自然災害に見舞われており、2018年までの20年間でパキスタンは世界で5番目に気候変動の負の影響を受けた国とされている(German Watch、グローバル気候リスク指数2020)。世界第5位の人口、年率2.55%の人口成長率(パキスタン国勢調査、2017-2023年)に伴う食糧需要に応えるべく農業生産性を上げていく必要があるが、こうした自然災害の影響で国内の食糧供給システムは極めて高いリスクにさらされている状態である。

また、パキスタンにおける伝統的な農法は、様々な天然資源・エネルギーを大量に消費し、温暖化を増進するものであったため、今後は更なる温暖化現象に歯止めをかけるべく、限られた水資源を有効利用した省エネルギーかつ生産性の高い農業生産技術に切り替えていくことが望まれるが、上述のとおり近年の自然災害によるダメージが大きく、また、州や県等の自治体の対応能力や農家の生産に関する知識・技術にも限界がある。

このため、パキスタン政府は、国家食糧安全保障政策(2018年)および国家気候変動政策(2021年)において、FAOが提唱する気候変動スマート農業(Climate Smart Agriculture、以下「CSA」という。)の推進を掲げている。気候変動の適応と緩和の少なくとも1つを達成し、かつ食料安全保障を強化する技術をCSAとみなしている。具体的には、気候に適応する作物・家畜育種の開発、バイオ技術、資源保全および水資源マネジメントの推進等であり、こうしたCSAの研究開発および試験的導入の取り組みを連邦農業研究所(National Agricultural Research Center、NARC)を中心に進めてきている。しかし持続可能な食料供給システムを拡大および維持するためには、更なる革新的な技術の開発及びその普及、人材育成等、様々な投入が必要であることから、農業分野および自然災害への対応において高い技術力を持つ日本に対し本分野への協力を要請した。これまでJICAがパキスタンで実施してきた水管理、畜産、園芸作物栽培等の支援と連動させながら、限られた水資源の有効利用と気候変動に対応する農業技術を展開することが期待されている。

7. 業務の内容

パイロット事業の対象地は気候変動の影響を受けやすい天水農業地域とする。同地域では多くの場合、耕種農業と畜産が組み合わされた有畜農業であり、農家にとって畜産は重要なレジリエンス強化の役割を果たしている。放牧地研究所 (Rangeland Research Institute, RRI) によると、ヤギ・ヒツジの80%が天水地域で飼育されているが、放牧地は所有権が未確定のため管理が及ばず、気候変動による草地の生育不良等の問題があり、結果として、過放牧となり植生が回復できず、十分な飼養管理が困難になっている。

本業務従事者は、パキスタンおよび本邦の研究技術を農家の圃場で実証している NARC に対する、ヤギやヒツジを対象とした乾燥地における放牧技術（草地・飼養管理）の助言・技術指導が期待される。具体的な技術内容として、気候変動緩和策としての自然草地の管理・回復、栄養学的な解析に基づく、環境条件に合った飼料作物の選定・栽培・乾草・サイレージなどの指導、濃厚飼料や飼料添加物などを活用した飼養管理技術の確立、その他にもパイロット事業地の状況に合わせて適した技術の投入を検討していく。

なお、すでに灌漑・農業分野の CSA アドバイザーを派遣しており、同アドバイザーとの連携や、国内外の研究機関からの助言など支援を受けることを想定している。

協力期間が2年と限られているので、治安が安定しているパンジャブ州を中心にパイロットを行い、その他の州は専門家渡航時に2~3日滞在し、現場のモニタリングは CP やアシスタントが行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024年9月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、パキスタン政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、パキスタンにおける気候変動緩和策としての草地・飼養管理の現状と課題を把握する。また、灌漑・農業分野のアドバイザーが計画しているパイロット事業の概要を把握する。
- ② JICA 経済開発部及びパキスタン事務所、灌漑・農業分野のアドバイザーと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 実施期間全体のワークプラン（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認のち提出する。併せて、パキスタン事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務 (2024年9月中旬～2024年10月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② NARC 内の気候・エネルギー・水研究所 (Climate, Energy and Water Research Institute, CEWRI)、放牧地研究所 (Rangeland Research Institute, RRI)、畜産学研究所 (Animal Science Institute, ASI) などの関連研究機関やパンジャーブ州のパイロット事業実施機関であるパンジャーブ州天水地区開発機構 (Agency for Barani Areas Development, ABAD) からパキスタン天水地域における草地管理と肥育に関する情報収集、ヒアリングを行い、同分野に関する実態を把握する。特に、パイロット事業地を訪問して現場の状況を理解する。
- ③ 世界で展開されている、気候変動緩和策としての自然草地の管理・回復や乾燥地におけるヤギ・ヒツジなどの肥育に関してパキスタンで有効性の高い技術の優先リスト作成のため、C/P と相談しつつ実証技術および実施計画を策定する。
- ④ パイロット事業で使用する消耗品や人員体制について灌漑・農業分野のアドバイザーと検討し、調達する物品の仕様等必要な準備を行う。
- ⑤ 次回以降の渡航での事業計画を C/P と相談しながら策定する。

(3) 第1次整理業務 (2024年10月下旬～2024年11月上旬)

第1次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次～第5次 共通準備業務

第2次以降毎次の現地業務にかかるワークプラン (英文) を作成し、JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、パキスタン事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次～第5次 共通現地業務

- ① パイロット事業地において気候変動緩和策としての自然草地の管理や家畜の栄養管理を含む CSA 技術のパイロット事業支援を行う。
- ② パイロット事業のモニタリングを行い、状況を分析してレポートにまとめ

る。

- ③ パイロット事業の結果を踏まえ、パキスタン国内で普及すべきパッケージの提案書案を CSA アドバイザーと共に作成する。
- ④ 日本の農業研究機関（JIRCAS、NARO 等）が CSA においてパキスタン政府と連携しているため、これらの機関と情報交換を行い、パイロット事業の調整・連携を行う。
- ⑤ CSA 技術の普及に必要な関係者へのセミナー・トレーニングの対象者選定、コンテンツの作成支援を行う。

（6）第2次～第5次 共通整理業務

毎次の現地業務にかかる現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（7）第6次（最終）準備業務（2025年12月上旬）

第6次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、パキスタン事務所にもデータを送付する。

（8）第6次（最終）現地業務（2026年1月上旬～2026年2月上旬）

作成した CSA パッケージの提案内容について関係者と協議を行い、最終化する。

（9）整理業務（2026年2月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・和文・英文でデータにて提出

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文をデータにて提出。

ただし、第6次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書(英文)には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・パキスタンにおける気候変動緩和策としての草地・飼養管理に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

2026年2月27日(金)までに提出。

業務完了報告書(和文)を、JICA経済開発部及びパキスタン事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】3号、業務人月5.22、(うち紛争影響国・地域2.00)、であれば、以下の通りとなります。

報酬総額

紛争影響国・地域分 3,160 千円/月 × 2.00 人月 = 6,320,000

通常地域分 2,251 千円 × 3.22 人月 (全体の人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値) + 1,622 千円 = 8,870,220 円

合計 15,190,220 円

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(3) 現地での活動費について

現地活動に必要な業務用車両（レンタカー）、現地備人費、圃場でのパイロット事業に必要な消耗品や備品、通信費等については JICA パキスタン事務所より灌漑・農業分野のアドバイザーに対し、臨時会計役を委嘱しております。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(4) その他留意事項

渡航にあたり、パキスタン政府および JICA パキスタン事務所、訪問先によっては本部安全管理部の承認を得る必要があります。パキスタン政府の承認申請には滞在日程、査証および旅券写しが必要なため、遅くとも 1.5 月前には担当部署と渡航時期を相談の上、上記情報を伝達してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、毎年春頃より約 1 週間、ラマダン明けの休暇となります（年ごとに時期がずれます）ので、この期間を避けた日程で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は 2024 年 3 月より、灌漑・農業分野の CSA アドバイザーが派遣されております。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：第1次現地業務の到着時のみ、手配あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、パキスタン事務所および灌漑・農業分野のアドバイザーがスケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：NARC 内における執務スペース提供
(ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村第一グループから配付しますので、edga1@jica.go.jpにご連絡ください。

- National Climate Change Pakistan
- CSA Profile Pakistan
- パキスタン・イスラム共和国 シンド州農業セクターに係る情報収集・確認調査
- CSA アドバイザー現地業務結果報告書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 国際協力調達部契約推進第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますの

で、そちらへの入力をお願いします。

以上